

添付法令資料 3 :

放送業運営に関する 2021 年 3 月 31 日付インドネシア共和国
通信情報大臣規則 No. 6 (目次)
同年 4 月 1 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 放送業運営に係る事業活動
 - 第 1 節 通則 (第 3 条ないし第 11 条)
 - 第 2 節 放送業運営に係る適性試験の手續 (第 12 条ないし第 14 条)
 - 第 3 節 放送エリアの範囲 (第 15 条ないし第 17 条)
 - 第 4 節 ネットワークステーションシステムを通じた放送業運営
 - 第 1 款 通則 (第 18 条ないし第 22 条)
 - 第 2 款 放送中継及びローカル放送 (第 23 条)
 - 第 3 款 ネットワークステーションシステム運用の承認 (第 24 条及び第 25 条)
 - 第 4 款 ネットワークステーションシステムの変更 (第 26 条)
 - 第 5 節 放送機関許可データの変更
 - 第 1 款 通則 (第 27 条)
 - 第 2 款 社名、事務所の所在地、役員構成及び株式の変更 (第 28 条ないし第 32 条)
 - 第 3 款 報告書の提出 (第 33 条及び第 34 条)
 - 第 4 款 評価 (第 35 条ないし第 39 条)
 - 第 5 節 放送業運営の報告 (第 40 条)
- 第 3 章 地上波を通じたデジタル技術によるテレビ放送サービスに係る放送業の運営
 - 第 1 節 通則 (第 41 条)
 - 第 2 節 多重化の運用 (第 42 条ないし第 44 条)
 - 第 3 節 追加サービス (第 45 条)
 - 第 4 節 サイマル放送 (第 46 条及び第 47 条)
 - 第 5 節 多重化スロットのリース
 - 第 1 款 通則 (第 48 条ないし第 52 条)
 - 第 2 款 多重化スロットリースサービスの提供 (第 53 条及び第 54 条)
 - 第 3 款 多重化スロットリース料の構成 (第 55 条及び第 56 条)
 - 第 4 款 多重化スロットリース料の計算式及び決定の手續 (第 57 条ないし第 60 条)
 - 第 5 款 多重化リース料の報告 (第 61 条)
 - 第 6 節 放送停止 (第 62 条)
 - 第 7 節 段階的アナログスイッチオフ (第 63 条)

- 第 8 節 セットトップボックス (STB) の提供及び配布のメカニズム
 - 第 1 款 提供のメカニズム (第 64 条)
 - 第 2 款 セットトップボックス/STBの配布及び被配布者の基準 (第 65 条)
- 第 9 節 無料の特定の受信地上波を通じたデジタルテレビ放送サービスのためのナンバリング決定の手続
 - 第 1 款 ナンバリングの手続 (第 66 条及び第 67 条)
 - 第 2 款 ナンバリングの取消及び返還 (第 68 条ないし第 70 条)
 - 第 3 款 報告 (第 71 条及び第 72 条)
- 第 4 章 地上波を通じたデジタル技術によるテレビ放送の実施に係るサービス品質基準
 - 第 1 節 通則 (第 73 条)
 - 第 2 節 多重化事業者におけるサービス品質基準 (第 74 条)
 - 第 3 節 放送番組サービスを提供する放送機関におけるサービス品質基準 (第 75 条及び第 76 条)
 - 第 4 節 サービス品質の測定 (第 77 条及び第 78 条)
 - 第 5 節 サービス品質の報告 (第 79 条及び第 80 条)
 - 第 6 節 サービス品質達成報告の評価 (第 81 条)
 - 第 7 節 サービス品質の公表 (第 82 条及び第 83 条)
- 第 5 章 監督及び管理
 - 第 1 節 通則 (第 84 条)
 - 第 2 節 放送業運営モニタリングシステム (第 85 条ないし第 87 条)
- 第 6 章 放送業運営における義務及び行政処分
 - 第 1 節 放送業運営における義務 (第 88 条)
 - 第 2 節 行政処分
 - 第 1 款 行政処分賦課の目的 (第 89 条)
 - 第 2 款 違反及び行政処分 (第 90 条ないし第 92 条)
 - 第 3 款 書面警告の行政処分賦課手続 (第 93 条)
 - 第 4 款 異議申立手続 (第 94 条)
 - 第 5 款 行政過料賦課の手続 (第 95 条)
 - 第 6 款 事業活動一時停止の手続 (第 96 条)
 - 第 7 款 警察の強制力による行政処分実施の手続 (第 97 条)
 - 第 8 款 サービス及び/又は事業許可取消の手続 (第 98 条)
 - 第 3 節 行政処分賦課の詳細 (第 99 条)
 - 第 4 節 ブラックリスト (第 100 条)
 - 第 5 節 経済特区、自由貿易区域及び自由港に対する処分の賦課 (第 101 条)
- 第 7 章 終則 (第 102 条ないし第 104 条)